

県立病院ではたらく仲間をつなぐ

12 10 17 No.64

病院組合ニュース

愛知県病院事業庁職員組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2

愛知県自治センター内

電話(052)954-6882 FAX(フリアクス)0120-930-340

メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp



① 欠員、療養休暇などにより配置人員が

統一要求の主な内容

10月10日、病院組合は病院事業庁に対して、分会の要求をとりまとめ、「平成25年度当初予算に関する」要求書を提出しました。交渉では、各分会の代表者から、要求に対する職場の実態を説明しました。回答は11月9日の予定です。

病院交渉

正規職員57名を増員要求

派遣職員に誠意ある対応を 特勤手当の見直しも要求める

確保できなく、夜勤回数が多くなり、職員の負担が大きくなり、年度途中でも正規職員での採用をすること。

② 認定・専門看護師が認定される分野の資格業務を行うために専従化すること。

③ 7対1看護、9対1看護、二次救急要員(小児センター)の定数化

④ 年休の取得推進(年次目標の設定)

⑤ 緊急呼出し・待機手当の新設

⑥ 専門・認定看護師の処遇改善

⑦ 時間外勤務の「事前命命」「事後確認」の徹底と縮減

⑧ 派遣期間終了に伴う人事異動について

個別要求の主な内容

正規職員の要求

がんセンター中央病院の外来化学療法センター開設に関する、薬

個別要求項目

① 通常業務との兼務



病院組合全体の人員要求数

職種	要求数	職種	要求数	職種	要求数	職種	要求数
看護師	31名	臨床工学技士	3名	薬剤師	16名	臨床検査技師	1名
M S W	2名	放射線技師	2名	事務職	1名	管理栄養士	1名

② 資格の更新のための改善要求。では、資格が十分に発揮できないことから専門・認定看護師の専従化。

特殊勤務手当の見直しについて

病院事業庁は9月24日に、「民間と比較して公務員は何かあれば手当が付く」(社会情勢)「国を超える手当は県が勝手につけている」(国や他県との均衡)「通常業務と思われる業務」(業務の特殊性)などから、特殊勤務手当の見直しを提示しました。

主な交渉内容

危険物取扱手当
診療放射線(エックス線) 技師の放射線照射業務

現在は、放射線照射業務をした場合に、月額3500円の手当が支給されますが、提示は、「月の初日から末日までの間に、外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったと認められる場合に

限る。」としています。

組合調査では、「放射線業務を行う上での危険手当と認識をしてきたが、これからは、被ばく手当として支払われることに理解ができない」 「放射線技師は業務遂行上、放射線被ばくを最小限になるように努力してきた」 「業務の特殊性、危険性を考慮されていたが、今後は100マイクロシーベルト未満の被ばくは、手当を支給しないという考えは、放射線業務の特殊性、危険性、将来的な健康被害(後発性がん)に対する不安を否定するものである」など、現場組合員の意見を主張し、再考を求めました。

死体処理手当

9月24日、病院事業庁は「手当の支給実態

がないので廃止する。」と提示しましたが、組合は、「解剖事後処理作業」の内容がはつきりしていないことが問題である。病院事業庁に業務内容の説明を求め、10月10日の交渉で「解剖事後処理作業」の業務内容は、「血液等の採取、摘出した臓器からの標本の作製や縫合等」などが業務内容に含まれることを確認し、組合が調査した内容と相違はなく、過去に一部で手当が支給されていないことについても追及し、解剖は今後も行われることから、手当の「廃止」は認められないとしました。

社会福祉業務手当

「小児センターに勤務する職員が行う、精神保健福祉に関する相談及び指導業務」につ

いて、廃止の提示に対し組合は、組合の実態調査では、「精神手帳を持つている人に限定し、相談(面接)を行っているが、どなられたり、物を投げられたりする」ことがあり、特殊勤務手当の支給対象業務であると主張しました。

勤務評定要綱の見直し 提示される

病院事業庁は、11月上旬から行われる勤務評定に、「職員的能力評価をもっと充実できる」として、要綱の見直しの説明がありました。

評定は絶対評価、給与への反映は相対評価となっていきます。



平成24年9月24日
病院事業庁管理課

勤務評定要綱の見直しについて

1 評定要素の見直し

○ 現行の勤務評定要綱で定めている「評定要素表」を右記(評定項目表)のとおり改める。

2 採点表の変更

○ 現行の勤務評定要綱では評定要素のうち2項目を「重く評価する要素」としているが、これを廃止し(採点表)を以下のとおりとする。

(現行)

	S	A	B	C	D
評定点数	9	8	7	5	3
○印加算点(10項目中2項目)	5	3	1	0	0

↓

(改正後)

評定点数	評定内容
S 10点	求められる行動が的確に取られ、職級ご期待される水準を超え、他者に好影響を与えている。
A 9点	求められる行動がよく取られ、職級ご期待される水準を十分満たしている。
B 7点	求められる行動が概ね取られ、職級ご期待される水準を概ね満たしている。
C 5点	求められる行動を取ろうとするが、職級ご期待される水準を満たさず、努力が必要である。
D 3点	求められる行動を取らず、職級ご期待される水準を大きく下回り、他者に悪影響を与えている。

3 全体評価の上限の見直し

○ 現行の勤務評定要綱の全体評価の上限(S及びAの人員の和を40%以内)を廃止し、絶対評価とする。